

【3】

氏名(本籍)	荒川智(東京都)
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博甲第587号
学位授与年月日	昭和63年7月31日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	教育学研究科
学位論文題目	ドイツ補助学校史研究 ——19世紀末からワイマール期まで——
主査	筑波大学教授 教育学博士 天野正治
副査	筑波大学教授 白石晃一
副査	筑波大学教授 斉藤太郎
副査	筑波大学教授 教育学博士 杉原一昭
副査	筑波大学教授 教育学博士 成田十次郎
副査	筑波大学助教授 柳本雄次

論文の要旨

本論文は序章、第1章～第6章および終章から成り、本文252ページ、主要参考文献9ページ、資料26ページ、計287ページ（1ページ当たり1200字で、400字詰原稿用紙約861枚に相当する）となっている。

本論文は、19世紀末からワイマール期までのドイツ補助学校の歴史的検討を通じて、そこにおける「特殊教育」としての性格の形成を明らかにしている。

筆者によれば、わが国では、すでに1970年前後から従来の「特殊教育」政策に対する批判が出されてきたが、今日においても、とくに精神薄弱教育においてその問題点が克服されていない。そして、筆者によれば、批判、克服の対象である「特殊教育」がいかなる社会的、歴史的条件下に成立してきたかを明らかにすることが歴史研究に求められており、筆者自身は、この論文において、かつて精神薄弱児学校の模範として注目されていたドイツ補助学校を事例としてとりあげ、「特殊教育」の成立、展開の典型を示そうとした。

その際、筆者は研究視点を次のように定めた。ドイツにおいて障害児教育ははじめ救貧政策や慈善事業、あるいは初等民衆教育のなかに未分化に包摂されていたが、19世紀末以降、次第に「特殊教育」として公教育制度の中に組み込まれていく。つまり「特殊教育」とは、障害児教育史の第二段階として、帝国主義期という近代から現代への移行期の社会・経済的条件に規定されつつ成立した

ものとみなされる。それゆえ、「特殊教育」としての精神薄弱教育は、第一に、精神薄弱児の公的な教育機会を拡充し、その学習権保障へとつながる積極的側面をもつ。だが、第二にそれは、①能力主義的に序列化された公教育の底辺に位置づけられる、②低廉な補助労働力の選別・育成に重点がおかれる、③教育内容・方法がいわゆる普通教育から乖離していく、④精神薄弱児学校のもつ通常の学校の「浄化」機能が無限定に拡大していくといった否定的側面をもつ。そして、第三に、上記否定的側面の進行が、積極的側面の発展を阻み、歪めていく。

研究の方法として筆者は、ドイツ補助学校連盟機関誌“Die Hilfsschule”を中心資料とし、その他に補助学校に関する専門書、専門雑誌、会議報告集、統計、法令資料などに依りつつ、また、以下の作業課題を設定して検討を進めている。①国民学校の基本的性格、②補助学校の組織、設備、③対象児と就学児、④卒業生の進路状況、⑤教育内容・方法、⑥以上にかかわる運動、研究団体などでの議論、決議等、⑦以上にかかわる政策側の対応。

各章の叙述をみると、第1章では補助学校の成立過程が概観されている。それによると、19世紀後半の国民教育制度の発展にともない学業不振児問題が顕在化してくるが、それへの対応として子どもの原級復帰を目的とした補習学級がつくられる。他方、原級復帰が困難な子どもに対する別個の学級の必要性が認識されるようになり、最初の補助学校の設立（1881年）へとつながる。補助学校の成立を支えた論理としては、精神薄弱児の教育的、社会的救済があげられる。しかしそこには同時に、「国民学校浄化」の論理、さらには社会負担軽減の論理も作用していた。

第2章では19世紀末から第一次大戦前までの補助学校の制度的状況が検討されている。すなわち、学業不振児問題が一層深刻化した1900年前後から、補助学校制度は本格的な確立期に入る。いくつかの州では、それは国民学校の一部として法令上の承認を得、飛躍的に増加する。だが、義務教育制度という観点からみると、不十分であり、当時の補助学校が精神薄弱児の教育機会の保障にとって限界を有していたことは明らかである。他方この時期に補助学校の対象児が軽度精神薄弱児に一応限定されていたことは、「国民学校浄化」機能の無限定的拡大に対する歯止めとなっていた。

第3章では、補助学校が「特殊教育」としての性格を形成する前兆を示すいくつかの動向がとりあげられている。国民学校の領域では、画一教育に対する批判が強まっていくなかで、能力別学級編成としてのいわゆるマンハイム・システムが実施される。一方補助学校内部では、補助学校生徒に対する限定的な能力観、発達観が強まってくるにしたがい、生徒の進路選定に関し、国民学校生徒とは明確に異なった、具体的にはより単純、低位な仕事へ向けた準備の必要性が認識されるようになる。教育内容・方法についても、独自の教育課程編成の模索が始まり、学校組織上も国民学校から独立した学校とすることが主張され始める。

第4章では、ワイマール期の教育再編および教育界全般の状況が、補助学校の性格を規定する外的条件としてどのような意味をもっていたかが検討されている。すなわち、統一学校制度の実施により能力主義的序列化の中に組み入れられた国民学校においては、社会的弱者層の子どもほど原級留置となる割合が高く、それだけ補助学校の対象とされる可能性が高かった。障害児の共同教育の考え方が萌芽したが、当時の補助学校界にはほとんど受け入れられず、逆に福祉の領域では、社会

負担軽減の観点から障害者の断種、安楽死の主張さえ強まった。

第5章では、ワイマール期における補助学校の制度、政策、運動の全般的状況が検討されている。この期に入りいくつかの「補助学校法」草案が作成され、そこには義務教育の確立など、精神薄弱児の教育機会を拡充していくうえでの積極的内容が盛り込まれていたが、結果的には法律は制定されなかった。一方、制度・組織面での地域格差は増大し、能力主義的な考え方は一層強まり、補助学校は、公教育制度の中で低廉な補助労働力の選別・陶冶機関として位置づけられた。

第6章では、ワイマール期までの歴史的展開の帰結として、「特殊教育」としての補助学校がどのようにその矛盾を深めていったかが論述されている。すなわち、多くの学業不振児が補助学校に入れられ、また補助学校生徒に占める社会的弱者層、貧困層の割合が高かった。だが、このことは、生徒の「能力、素質」によって正当化され、補助学校対象児は次第に非障害児に拡大され始め、「国民学校浄化」機能は歯止めを失っていく。教育内容面でも、基礎的教養の獲得を度外視した精神整形訓練が広まるなど、補助学校はますます普通教育から乖離していく。また「明白な精神薄弱児」は補助学校からも排除されていく。

終章において、筆者は以上の叙述をふまえて結論を述べている。すなわち、補助学校は19世紀末からワイマール期までの歴史的展開過程において、一方では精神薄弱児の学習権保障につながる積極的側面を芽ばえさせながらも、その全面的開花は否定的側面によって阻まれ、歪められていった。精神薄弱児を教育的に救済し心身の調和的な発展を保障しようとした補助学校は、実際には補助労働者に向けての部分的、一面的な訓練の場となっていく。また、一方で障害児学校としての独自性が追求されながら、学業不振児の受け入れが正当化されるにしたがい、精神薄弱児は補助学校からも排斥されようとしていた。ここにドイツ補助学校史における批判、克服の対象とすべき「特殊教育」の形成が認められる。

審 査 の 要 旨

本論文は、批判・克服の対象である「特殊教育」の社会的、歴史的成立条件を解明することをめざし、事例としてドイツの補助学校をとりあげて考察しているのであるが、問題意識が明確であると同時に、研究対象選定の着眼がすぐれ、かつ研究視点にオリジナリティーが認められる。研究方法にも、先行研究の的確な把握の上に、さまざまな第1次および第2次的資料を駆使して実証的に検討を行っており、論述は明快で説得性に富む。障害児教育史研究、ドイツ教育史研究の分野において貴重な貢献をなしたものとみることができよう。補助学校の性格究明において独自の研究視点と実証的データに基づいて多くの重要な事実関連（例 補助学校卒業者の就業状況）を明らかにした点も特筆されてよい。ただ、叙述がワイマール期までしか及んでいない点、地域ごとの多様性への顧慮が必ずしも十分でない点、補助学校での実際の授業展開等には考察が及んでいない点、概念の定義や言葉の使用に際して必ずしも細心の配慮がなされていない点など本論文の幾つかの問題点も指摘できよう。

上記の諸点が改善されると同時に、筆者自身が述べているように、本研究が今後、ナチス期、第二次大戦後にも考察を向けた通史としてまとめられることが期待される。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格があるものと認定する。